

Hong Kong Tax Alert

28 January 2021
2021 Issue No. 1

キャリドインタレスト(Carried Interest)に関する優遇税制の 法案が政府官報に公表

2021年1月28日に、2021年度内国歳入法改正案(キャリドインタレストに対する優遇税制)(以下、「法案」)が公表されました¹。香港におけるプライベート・エクイティ(以下、「PE」)・ファンド産業の発展の促進を目的とするこの待望の法案は、適格キャリドインタレストにかかる事業所得税率を0%とし、適格キャリドインタレストの100%を給与所得から除外します。適格者及び適格従業員(総称して、「適格受取人」という)が受け取るキャリドインタレストは、実質上非課税扱いとなります。このタックス・アラートでは新税制案の枠組み及び論点について解説しています。

本法案が立法議会により可決されることを前提として、当該優遇税制措置は、2020年4月1日以降に適格受取人が受領する、または、発生した適格キャリドインタレストに遡及して適用されます。

本法案にご意見がある場合は、ご担当の税務専門家にご相談ください。

1. 法案は以下のリンクからアクセスできます。
https://www.legco.gov.hk/yr20-21/english/bills/brief/b202101291_brf.pdf

法案の背景

香港は、世界の他の多くの資産運用センターと比較して競争力が高く、PEファンドの運用資産総額では、中国本土に次ぎ、アジアで第2位となっています。近年、投資家の間でPEファンドの人気の高まっており、資産・ウェルス・マネジメント事業の成長の大きな原動力となっています。香港政府は、これを、より多くのPEファンドが香港で運営され、その投資運用と関連活動を強化し、潜在的なビジネスチャンスと経済的利益をもたらす好機と捉えています。

また、香港政府は、ファンドの居住地国やその通常の事業活動を行う国・地域の選定という税務上の重要な事項についても考慮を入れ、香港が世界的に競争力のあるPEファンド・ハブとして発展するために、本法案を導入すべき時期が来たと判断しています。

昨年、業界の意見を把握するために、業界との協議が行われ、受け取ったすべての意見を考慮し、キャリドインタレストに関する優遇税制を受けるための要件及び適格基準が本法案の中で設定されました。

適格キャリドインタレストに関する優遇税制

本法案は、適格キャリドインタレストに対する事業所得税率を0%にすることを目的としています。一方、給与所得税の計算上、適格キャリドインタレストの100%を給与所得から除外します。

適格基準

適格キャリドインタレスト

適格キャリドインタレストとは、認定投資ファンドやイノベーション・アンド・テクノロジー・ベンチャー・ファンド・コーポレーション(以下、「特定事業体」)のために提供した投資運用サービスから、利益関連のリターンとして受領または発生する金額を指します。

本法案では、以下の条件をすべて満たしている場合、利益関連のリターンに該当すると定めています。

- ハードル・レート²の達成を前提に、認定投資ファンド又は特定事業体で投資収益の支払いが行われた後に受領または発生した金額
- 認定投資ファンドや特定事業体が一定期間において行った投資や特定の投資から得られた利益、または当該ファンドや事業体が行った投資の処分からのみ得られた利益
- 上記受領又は発生する金額は、上記利益に応じて変動する
- 当該ファンドまたは特定事業体の外部投資家へのリターンは、上記利益を参照して決定される

適格キャリドインタレストの支払人

法案は、適格支払人の定義を次のように説明しています。

- 1) 認定投資ファンド、すなわち、内国歳入法(以下、「IRO」)のセクション20AMに基づく「ファンド」の定義に該当し、香港金融管理局(以下、「HKMA」)によって認可されたファンド
- 2) 認定投資ファンドの関連会社又は関連パートナーシップ³
- 3) 香港イノベーション・アンド・テクノロジー・ベンチャー・ファンド・コーポレーション(特定事業体)

適格キャリドインタレストの受取人

本法案では、香港の認定投資ファンドや特定事業体に投資運用サービスを提供したり、関連するサービスを香港で実施するよう手配したりしている以下の適格者は、適格受取人であり、優遇税制措置の対象となると規定しています。

- 1) 証券先物取引法に基づいて許可・登録され、規制業務を行うことができる企業又は認可金融機関
- 2) 上記(1)以外の者で、「適格投資ファンド」又は特定事業体である認定投資ファンドに対して香港で投資運用サービス業務を行い、或いは香港で行うよう手配する個人又は法人

同法案はまた、適格受取人には、適格者(上記参照)、その関連会社又は関連パートナーシップ(ただし、当該関連会社/パートナーシップが香港で事業を行っている場合にのみ)⁴に雇用されている個人であり、かつ、当該適格者に対して、または同適格者を代表して投資運用サービスを香港で提供することを通じて職務を果たしている適格従業員を含めることも規定しています。

投資運用サービスの提供

本法案では、認定投資ファンド又は特定事業体に関する投資運用サービスについて、以下のとおりに例示列挙されています。

- 1) 外部投資家や潜在的な外部投資家からの資金調達
 - 2) 潜在的な投資に関する調査とアドバイスの提供⁵
 - 3) 財産又は投資財産の取得、管理又は処分
 - 4) 被投資会社への資金調達の支援
-
2. ハードル・レートとは、ファンド又は事業体の運営に関する契約に規定されている、認定投資ファンド又は特定事業体への投資の優先的な収益率を指します。
 3. 特別リミテッド・パートナーシップのような特別目的事業体を介して、認定投資ファンドから配当される適格キャリドインタレストが該当します。
 4. 個人が適格者によって直接雇用されるのではなく、適格者のグループ会社(グループ雇用など)に雇用されている場合にも該当します。
 5. FSTBが2020年8月に公表したコンサルテーション・ペーパーと比較すると、今回、非投資専門家(法務、財務、ミドルオフィスのサポートなど)によるアドバイザリー業務は、「潜在的な投資に関するアドバイスの提供」として、投資運用サービスの対象に含まれます。

対象取引

本法案では、対象取引をPEに関連するものに限定していません。したがって、適格キャリドインタレストは、以下の投資から得られる投資収益、または投資処分による利益でなければなりません。

- 1) IROのスケジュール16Cに規定された非公開会社の株式、社債、貸付株式、基金、債券又は手形
- 2) (直接的又は間接的であるかどうかにかかわらず)1社以上の被投資会社を保有・経営し、かつ、スケジュール16Cに定めたクラスのその他の資産を保有していない特別目的事業体(以下、「SPE」)又は中間介在SPEの株式、或いはこれらと同等の持分
- 3) 被投資会社の株式、社債、貸付株式、基金、債券又は手形
- 4) IROのセクション20ANの5%という基準要件を前提に、上記の適格取引の実行に付随するもの

事実と状況に応じて、PE取引の一部を構成する特定のヘッジ取引及び関連する利得が、適格キャリドインタレストの計算にあたってPE取引の純損益に含まれる場合にも適用されます。

優遇税制の適用が前提条件として、認定投資ファンド又は特定事業体の対象取引から生じる利益は、IROのセクション20AN又は20AOIに基づく統一ファンド非課税制度(以下、「UFR」)に従って事業所得税上の非課税扱いとなります。

優遇税制措置が認められるための適格キャリドインタレスト額の決定について

適格者に事業所得税が課税される場合、該当する支出、経費、減価償却費を控除した後、適格キャリドインタレストの純額が優遇税制措置の適用対象となります。

適格従業員の場合、適格者が受け取った、または発生したキャリドインタレストに対し、事業所得税上の優遇措置が認められた場合、当該キャリドインタレストから生じた給与所得が優遇税制措置の適用対象となります。

租税回避防止規定

政府は、一部のキャリドインタレストの受取人が、マネジメント・フィー又はその他の報酬を適格キャリドインタレストとして偽ることで、新優遇税制の恩恵を受けようとする可能性があることを想定しています。適格受取人が得たこのような利益は、本法案に基づく優遇税率が適用されません。

同法案では、租税回避防止に関するIROの既存の規定に沿い、当該優遇税率の対象者を「主要目的テスト」の規定対象とすることを提案しています。

「主要目的テスト」に基づき、税制上の優遇措置を得ることが主目的又は主目的の一つであれば、適格受取人が得た利益は、優遇税制の適用対象外となります。

実質的な活動要件

IROに基づく現在利用可能な他の優遇税制と同様に、今後のキャリドインタレストに対する優遇税制は、実質的な活動要件を満たす必要があります。

本法案では、適格者に適用される事業所得税上の優遇措置を規定し、内国歳入局長官(以下、「CIR」)の意見に基づき、当該適格者は査定対象年度(対象期間)⁶ごとに、下記の(i)正規雇用されている適格従業員数、及び(ii)実際に発生した年間営業費用に関する要件を満たす必要があります。

実質的な活動要件	基準要件
香港で正規雇用されている適格従業員の平均人数	2名以上
香港で発生した年間営業費用	200万 香港ドル以上

6. 認定投資ファンド又は特定事業体に対して直接又は間接に投資運用サービスの提供を開始した日から、適格キャリドインタレストを受け取った、または発生した日までの期間を対象とします。

HKMAの認定と継続的なモニタリングメカニズム

租税回避行為の防止をねらいとして、以下の具体的な措置が実施されます。

認定制度

ファンドは、適格キャリドインタレストに対して優遇税制を適用する前に、HKMAによる認証プロセスを経る必要があります。HKMAは、関連する基準が満たされていることを確認した場合、認定書を発行します。

外部監査人による検証

認定制度の一環として、適格キャリドインタレストが発生した対象期間中に、外部監査人は、関連する実質的な活動要件が関連する査定年度において満たされているか、及び当該配当金が優遇税制に規定された条件を満たしているかを検証する必要があります。

監査人の報告書は、ファンドの香港事務所に保管するか、又は非居住者ファンドの香港の公認代理人に提出して閲覧に供する必要があります。IRDは、当該納税者が優遇税制措置が認められるかどうかを評価する際に、HKMAにアドバイスを求める場合があります。

報告義務と適正な記録の保持

適格受取人及び適格支払人は、適格キャリドインタレストに関する情報をCIRに提供し、十分な記録を保持する必要があります。

適用日

キャリドインタレストに対する上記の優遇税制案は、法案の可決を前提に、2020年4月1日以降の査定年度(すなわち、2020/21査定年度)に適格受取人が受領または発生した適格キャリドインタレストに遡及して適用されます。

その他の改正案

本法案のもう一つの修正点は、UFRの目的として、ファンド・レベル及びSPEレベルで許容される投資範囲の調整に関するものです。当該改正により、SPEは投資ファンドと同じ資産クラスへの投資が可能となります(すなわち、SPEがIROのスケジュール16Cで指定されているすべての資産タイプを保有・運用することが可能となります)。これは、既存の規則を簡素化し、ファンド非課税ルールの下でより確実性を提供するにあたり、極めて重要な変更です。

論評

弊事務所は、香港でのPEファンド産業の発展を促進するための法案の導入を歓迎しています。

特に、昨年の業界との協議を経て、優遇税制措置案に以下のような一定の変更が加えられたことに留意しています。

- ファンドによっては、キャリドインタレストのために異なるキャリドストラクチャー(特別リミテッド・パートナーシップやジェネラル・パートナーなど)を採用する可能性があるため、適格支払人の適用範囲が拡大されている
- 投資運用サービスの対象範囲が拡大され、PEの取引へのアドバイスの提供に携わる専門家も対象としている
- 現地での実質的な活動要件を300万香港ドルから200万香港ドルに引き下げ、スタートアップのPEファンドやベンチャー・キャピタル・ファンドも対象となる
- 適格者のグループ会社への適格従業員の雇用を認める

また、優遇税制案の重要な要件は、適格キャリドインタレストが、IROのセクション20ANまたは20AO(すなわち、UFR)に従って、免税されるPE取引から生じた利益であることが必要です。利益を生み出す活動が香港で実施されずに、オフショア源泉から利益を得たファンド、又はIROの他の規定に基づいて非課税とされている利益については、関連するキャリドインタレストに対して当該優遇税制措置が適用されるかどうかは不明瞭です。

上述の優遇税制案の多くの規定は複雑ですので、キャリドインタレストに関する優遇税制案をご検討されている場合は、必要に応じて、税務担当者にご相談下さい。

Hong Kong office
 Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
 22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong
 Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services				Financial Services	
David Chan Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com				Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Business Tax Services / Global Compliance and Reporting				Business Tax Services / Global Compliance and Reporting	
Hong Kong Tax Services				Hong Kong Tax Services	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com		Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com
Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com		Customer Tax Operations and Reporting Services	
China Tax Services				Anish Benara +852 2629 3293 anish.benara@hk.ey.com	
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	Lorraine Cheung +852 2849 9356 lorraine.cheung@hk.ey.com	Sam Fan +852 2849 9278 sam.fan@hk.ey.com		China Tax Services	US Tax Services
Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com	Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com			Cindy Li +852 2629 3608 cindy.jy.li@hk.ey.com	Michael Stenske +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com
International Tax and Transaction Services				International Tax and Transaction Services	
International Tax Services		Transfer Pricing Services		International Tax Services	
Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com		James Badenach +852 2629 3988 james.badenach@hk.ey.com	
Transaction Tax Services				Vanessa Chan +852 2629 3708 vanessa-ps.chan@hk.ey.com	
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com	Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com	Qiannan Lu +852 2675 2922 qiannan.lu@hk.ey.com	Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com	
				Transfer Pricing Services	
				Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com	
				Transaction Tax Services	
				Rohit Narula +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com	

Asia-Pacific Tax Centre

Tax Technology and Transformation Services	International Tax and Transaction Services	Indirect tax	Global Compliance and Reporting
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com	US Tax Desk	Tracey Kuuskoski +852 26752842 tracey.kuuskoski@hk.ey.com	Cherry Lam +852 2849 9563 cherry-lw.lam@hk.ey.com
Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com	Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com		
	Operating Model Effectiveness		
	Edvard Rinck +852 2675 2834 edvard.rinck@hk.ey.com		

EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

About EY
 EY is a global leader in assurance, tax, strategy, transaction and consulting services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2021 Ernst & Young Tax Services Limited.
 All Rights Reserved.

APAC no. 03011815
 ED None.

ey.com/china

About EY's Tax services
 Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

